

整理番号	福祉－法申－1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉法人の設立認可申請
概 要	運営する施設・事業が大阪府域を越えず、主たる事務所を大阪市内とする社会福祉法人を設立しようとする場合には、必要的記載事項（社会福祉法第31条第1項）を記載した定款を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について大阪市長の認可を受ける必要があります。 （事前審査が必要ですので、申請前に、社会福祉法人を設立して運営しようとする施設又は事業の福祉局又はこども青少年局の各担当までお問い合わせください。）
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第32条
審査基準	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）（最終改正：令和2年12月25日）のうち別紙1第1から第5まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号）（最終改正：令和2年3月31日）のうち別紙第1から第4までによる。
標準処理期間	30日（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	社会福祉法人を設立して運営しようとする施設・事業の福祉局又はこども青少年局の各担当 （施設又は事業の担当がわからない場合は、福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へお問い合わせください。）
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－2
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉法人の定款変更の認可申請
概 要	大阪市長が所轄庁である社会福祉法人の定款の変更は、大阪市長の認可が必要です。 （大阪市長に対する届出〈定款変更届〉を行うことで足りる「事務所所在地の変更」「基本財産の増加」「公告の方法の変更」に係る変更は除きます。）
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第32条及び第45条の36第2項 社会福祉法施行規則第3条
審査基準	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）（最終改正：令和2年12月25日）のうち別紙1第1から第5まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号）（最終改正：令和2年3月31日）のうち別紙第1から第4までによる。
標準処理期間	20日（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	随時
提出方法	定款変更認可申請書及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000500714.html
備 考	

整理番号	福祉一法申一3
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉法人の解散の認可又は認定申請
概 要	大阪市長が所轄庁である社会福祉法人が解散しようとするときは、大阪市長の認可又は認定が必要です。 （事前審査が必要ですので、申請前に福祉局総務部総務課（法人監理グループ）までお問い合わせください。）
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第46条第2項 社会福祉法施行規則第5条
審査基準	1 評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数による議決。） 2 目的たる事業の成功の不能
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	事前審査終了後
提出方法	解散認可・認定申請書及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－4
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉法人の合併の認可申請
概 要	合併後に存続または新設される社会福祉法人の所轄庁が大阪市長となるときは、予め大阪市長の認可が必要です。 （事前審査が必要ですので、申請前に福祉局総務部総務課（法人監理グループ）までお問い合わせください。）
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第50条第3項又は第54条の6第2項 社会福祉法施行規則第6条
審査基準	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）（最終改正：令和2年12月25日）のうち別紙1第1から第5まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号）（最終改正：令和2年3月31日）のうち別紙第1から第4までによる。
標準処理期間	事案の内容により審査に個別判断が必要であり、予め標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会福祉法人合併認可申請書及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉一法申一5
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉充実計画の承認申請
概 要	大阪市長が所轄庁である社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成した場合、変更（軽微な変更は除く。）、終了しようとする場合は大阪市長の承認が必要です。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第55条の2第9項、第55条の3第1項、第55条の4 社会福祉法施行規則第6条の13、第6条の18、第6条の21
審査基準	「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号）（最終改正：令和4年12月26日）
標準処理期間	30日（補正に要した期間を除く）
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	社会福祉法第59条の規定による届出と同時に（会計年度終了後3か月以内）
提出方法	社会福祉充実計画の承認等に係る各種書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。様式はホームページに掲載しています。
手数料	無
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000415824.html
備 考	

整理番号	福祉一法申一6
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉連携推進法人の認定申請
概 要	事業を行う区域が大阪府域を越えず、主たる事務所を大阪市内とする社会福祉連携推進法人を設立しようとする場合には、一般社団法人を設立のうえ、当該法人について厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添付して社会福祉連携推進法人の認定申請を行い、大阪市長の認定を受ける必要があります。 （事前審査が必要ですので、福祉局総務部総務課（法人監理グループ）までお問い合わせください。）
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第126条、第127条 社会福祉法施行規則第39条、第40条
審査基準	「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日社援発1112第1号）の（別添）「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」のうち第5の2から5による。
標準処理期間	30日（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会福祉連携推進認定申請書及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉一法申一7
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉連携推進法人の定款変更の認可申請
概 要	大阪市長が所轄庁である社会福祉連携推進法人の定款の変更は、大阪市長の認可が必要です。 （大阪市長に対する届出〈定款変更届〉を行うことで足りる「事務所所在地の変更」「社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更」「公告の方法の変更」に係る変更は除きます。）
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第139条
審査基準	「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日社援発1112第1号）の（別添）「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」のうち第5の7による。
標準処理期間	30日（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会福祉連携推進法人の定款変更認可申請書及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－8
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） （06-6241-6540）
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉連携推進方針変更の認定申請
概 要	大阪市長が所轄庁である社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更は、大阪市長の認定が必要です。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第140条
審査基準	「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日社援発1112第1号）の（別添）「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」のうち第5の8による。
標準処理期間	30日（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針変更の認定申請及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－9
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課（法人監理グループ） (06-6241-6540)
処分課（担当）名	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
処分の名称	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定・解職に係る認可申請
概 要	大阪市長が所轄庁である社会福祉連携推進法人の代表理事の選定・解職は、大阪市長の認可が必要です。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法第142条
審査基準	「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日社援発1112第1号）の（別添）「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」のうち第5の9による。
標準処理期間	30日（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
提出時期	事前審査終了後
提出方法	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定・解職に係る認可申請及び添付書類を福祉局総務部総務課（法人監理グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局総務部総務課（法人監理グループ）
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ (06-6208-7959)
処分担当名	各区生活困窮者自立支援業務主管担当
処分の名称	生活困窮者住居確保給付金(家賃補助)の支給申請
概 要	離職や自営業の廃業、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方で、常用就職(期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職)に向けた意欲があり、求職活動等を誠実に実施する方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
根拠法令等 及び条項	生活困窮者自立支援法第6条 生活困窮者自立支援法施行規則第13条 大阪市住居確保給付金事務取扱要領
審査基準	◎申請時に、以下の1から8の全てに該当する方が支給対象となります。 1 イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。 2 イ) 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他区保健福祉センターがやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 又はロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。 3 イ) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。 ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。 4 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額(※)に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額(住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額)を合算した額(収入基準額)以下であること。 5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額(※)×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること。 6 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記2ロ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると区保健福祉センターが認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間(支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると区保健福祉センターが認めるときは、六月間)に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。 7 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 ※基準額 単身世帯 84,000円 2人世帯 130,000円 3人世帯 172,000円 4人世帯 214,000円 5人世帯 255,000円 6人世帯 297,000円 7人世帯 334,000円
標準処理期間	申請日から30日以内に支給決定
経由日数	なし
提出先	各区生活困窮者自立相談支援機関
提出時期	随時
提出方法	各区生活困窮者自立相談支援機関へ書面にて提出
手数料	なし
相談窓口	各区生活困窮者自立支援業務主管担当又は各区生活困窮者自立相談支援機関
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000501083.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ (06-6208-7959)
処分担当名	各区生活困窮者自立支援業務主管担当
処分の名称	生活困窮者住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請
概 要	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者のうち、自立相談支援機関による家計改善支援において転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められた者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。
根拠法令等 及び条項	生活困窮者自立支援法第6条 生活困窮者自立支援法施行規則第13条 大阪市住居確保給付金事務取扱要領
審査基準	◎申請時に、以下の1から8の全てに該当する方が支給対象となります。 1 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。 2 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。 3 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。 4 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額（※）及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること。 5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額（※）×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。 6 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 7 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。 ※基準額 単身世帯 84,000円 2人世帯 130,000円 3人世帯 172,000円 4人世帯 214,000円 5人世帯 255,000円 6人世帯 297,000円 7人世帯 334,000円
標準処理期間	申請日から30日以内に支給決定
経由日数	なし
提出先	各区生活困窮者自立相談支援機関
提出時期	随時
提出方法	各区生活困窮者自立相談支援機関へ書面にて提出
手数料	なし
相談窓口	各区生活困窮者自立支援業務主管担当又は各区生活困窮者自立相談支援機関
ホームページ	https://www.cityv.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000652393.html
備 考	

整理番号	福祉－法申－12
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課（06-6208-8011）
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	保護の開始
概 要	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループに書面にて申請を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第24条第 1 項、第 3 項
審査基準	要保護者（成年後見人を含む）、その扶養義務者又はその他の同居の親族が申請書及び収入、資産、扶養義務者等について申告書を提出します。 区役所内での面接や家庭訪問等により、担当者が申請者世帯の生活の様子や収入の状況等を聞き取り調査を行います。 審査の基準は生活保護法の定める補足性の原理、基準及び程度の原則などですが、主なものは次のとおりです。 ①申請者やその家族が、働く能力に応じて就労収入を得ているか。 ②他の法律や制度から給付される年金や手当等を活用しているか。 ③資産（預貯金、生命保険、活用可能な土地・家屋・自動車等）についても、活用や処分をして当面の生活費にあてることができるか。 そのほか、親・子・兄弟姉妹・子の親等の民法上の扶養義務者から扶養援助を受けられないか確認を行うことや、生活保護法第28条により申請者やその家族の病状等を把握する必要がある場合は医療機関において検診を受けていただくことがあります。また、生活保護法第29条により金融機関、生命保険会社等へ申請者及び家族の資産について調査するなど、保護の必要性についての調査を行ったうえで判断します。
標準処理期間	申請日から14日以内
経由日数	なし
提出先	居住地の区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
提出時期	随時
提出方法	書面にて区の保健福祉センターの窓口及び緊急入院保護業務センターへ提出して下さい。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－13
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課（06-6208-8011）
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	保護の変更
概 要	現在、生活保護を受けている者が各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループに書面にて、生活保護の変更の申請を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第24条第9項
審査基準	要保護者（成年後見人を含む）、その扶養義務者又はその他の同居の親族によって、保護の変更を必要とする場合に申請書を提出します。 区役所内等での面接や家庭訪問等により担当者が申請者の生活の様子を聞き取り、保護の変更の必要性について調査及び判断を行います。
標準処理期間	申請日から14日以内
経由日数	なし
提出先	居住地の保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
提出時期	随時
提出方法	書面等にて区の保健福祉センターの窓口及び緊急入院保護業務センターへ提出して下さい。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－14
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課（06－6208－8024）
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部保護課
処分の名称	保護施設の設置又は変更
概 要	社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（政令指定都市においては市長）に申請書を提出し、認可を受けなければなりません。 また、認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、認可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（政令指定都市においては市長）に申請書を提出し、認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・生活保護法第41条第2項、第3項及び第5項 ・保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第12号）
審査基準	認可の申請及び変更の申請があった場合に、その施設が生活保護法第39条に規定する基準の外、次の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければなりません。 ①設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。 ②その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。 ③保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。
標準処理期間	1～2ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部保護課
提出時期	随時
提出方法	以下の内容を記載した書類を福祉局生活福祉部保護課に提出して下さい。 ・保護施設の名称及び種類 ・設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況 ・寄附行為、定款その他の基本約款 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・取扱定員 ・事業開始の予定年月日 ・経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 ・経理の方針
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部保護課
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－15
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課（06－6208－8024）
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部保護課
処分の名称	保護施設の休止又は廃止
概 要	社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休止又は廃止の時期について都道府県知事（政令指定都市においては市長）の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・生活保護法第42条
審査基準	休止又は廃止の申請があった場合に、次の条件を充足するときは、これを許可します。 ・休止又は廃止する理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにすること。法第70条、第72条又は第74条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額がある場合は、これを返還したこと
標準処理期間	1 ～ 2 ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部保護課
提出時期	随時
提出方法	以下の内容を記載した書類を福祉局生活福祉部保護課に提出して下さい。 ・保護施設を休止又は廃止する理由 ・現に入所中の被保護者に対する措置費の状況 ・財産の処分方法 ・生活保護法第70条、第72条又は第74条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余金がある場合は、これを返還した証明書
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部保護課
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－16
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課（06-6208-8011）
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
処分の名称	就労自立給付金の支給
概 要	現在、生活保護を受けている者が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった場合に、各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループに書面にて、就労自立給付金の支給の申請を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第55条の4 第1項 生活保護法施行規則第18条の4 第1項
審査基準	被保護者（生活保護受給者）であって、次の(1)～(4)までのいずれかの事由に該当することにより、保護を必要としなくなったと認められる場合に支給します。 (1)被保護世帯の世帯員が、安定した職業（おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。以下において同じ。）に就いたこと。 (2)被保護世帯の世帯員が事業を開始し、おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。 (3)就労による収入を得ている被保護世帯において、就労収入が増加することにより、おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。 (4)就労による収入を得ておらず、それ以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する世帯員が職業（安定した職業を除く。）に就き、就労収入を得ることにより、おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。
標準処理期間	申請日から14日以内
経由日数	なし
提出先	居住地の区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
提出時期	随時
提出方法	書面等にて区の保健福祉センターの窓口及び緊急入院保護業務センターへ提出して下さい。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループ
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－17
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保護課（06-6208-8011）
処分課（担当）名	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当
処分の名称	進学・就職準備給付金の支給
概 要	現在、生活保護を受けている者のうち、大学等の特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者、又は、安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者で被保護者ではなくなる場合に、各区保健福祉センター生活保護業務主管担当及び福祉局自立支援課緊急入院保護グループに書面にて、進学・就職準備給付金の支給の申請を行います。
根拠法令等 及び条項	生活保護法第55条の 5 第 1 項 生活保護法施行規則第18条の 9 第 1 項
審査基準	被保護者（生活保護受給者）であって、次の支給対象者が大学等の特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれ、被保護者ではなくなる場合に進学準備給付金を支給します。 支給対象者 次のア又はイに該当する被保護者とする。 ア 18歳に達する日以後最初の 3 月31日までの間にある者 イ 18歳に達する日以後最初の 3 月31日を経過した者であって、次のいずれかに該当するもの （ア）保護の実施機関が高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部（専攻科および別科を除く。）、高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校および各種学校に就学することが支給対象者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認めた者（以下「高等学校等就学者」という。）であって当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの。 （イ）高等学校等就学者であった者（災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学することができなかった者に限る。）であって、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとするもの。 被保護者（生活保護受給者）であって、次の支給対象者が安定した職業に確実に就くと見込まれ、又ははそれに準ずると見込まれ、被保護者ではなくなる場合に就職準備給付金を支給します。 支給対象者 次のア又はイに該当する被保護者とする。 ア 18歳に達する日以後最初の 3 月31日までの間にある者 イ 18歳に達する日以後最初の 3 月31日を経過した者であって、次のいずれかに該当するもの （ア）高等学校等就学者であって、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き安定した職業に就こうとするもの。 （イ）高等学校等就学者であって、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得を行い、その後引き続き安定した職業に就こうとするもの。 （ウ）高等学校等就学者であった者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き安定した職業に就くことができなかった者に限る。）であって、当該高等学校等を卒業又は修了した後 1 年を経過するまでの間に安定した職業に就こうとするもの。 （エ）高等学校等就学者であった者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得を行い、その後引き続き安定した職業に就くことができなかった者に限る。）であって、当該知識及び技能の習得後 1 年を経過するまでの間に安定した職業に就こうとするもの。
標準処理期間	申請日から14日以内
経由日数	なし
提出先	居住地の区保健福祉センター生活保護業務主管担当
提出時期	随時
提出方法	書面にて区の保健福祉センターの窓口へ提出して下さい。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター生活保護業務主管担当
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－18
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 保険グループ (06-6208-7965)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪府国民健康保険被保険者に係る資格確認書の交付
概 要	他の市町村からの転入や勤務先等の健康保険をやめた等の事由により、大阪市国民健康保険（以下「国保」という。）に加入することとなった方には、申請に基づき資格確認書を交付します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第9条第2項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192)
審査基準	申請者が、国保の被保険者資格を持つ方の属する世帯の世帯主である場合に、資格確認書を交付します。 （１）「被保険者資格を持つ方」とは、国民健康保険法第5条及び第6条の規定により、大阪市内に住所を有し、他の医療保険の被保険者ではない方、生活保護法の適用を受けていない方、その他厚生労働省令で定める特別な理由（国民健康保険法施行規則第1条）がない方をいいます。 （２）「世帯」とは、住居及び生計を同一にする方の集合体、又は一人で独立して住居若しくは生計を維持する方のことをいい、住居を共にするが、生計は別に維持する単身者又は集合体については、別に世帯を構成することになります。 （３）「世帯主」とは、主として世帯の生計を維持する方であって、国保の保険料の納付義務者として社会通念上妥当と認められる方をいいます。（昭和26年7月29日付け保発第56条厚生省保険局長通知と同一趣旨） なお、国保に加入されていない方が世帯主となっており、国保の加入者が保険料を負担されている（負担される）場合で、国保運営上支障がないと認められる場合に限り、申請に基づき国保の被保険者を国保上の世帯主とすることが出来ます。（平成13年12月25日付け厚生労働省通知） （４）資格の取得・喪失の時期については、国民健康保険法第7条並びに第8条第1項及び第2項の規定によります。
標準処理期間	5日前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	国保への加入手続きを行う場合は、事由の発生した日から14日以内に、必要事項を記載した国民健康保険加入届の届出を行ってください。 届出書類の審査後、郵送もしくは窓口にて、資格確認書を交付します。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369744.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免又は徴収猶予
概 要	災害や失業などの特別の理由により医療費（一部負担金）を支払うことが困難であると認められる被保険者に対して、一部負担金を減免し、またはその徴収を猶予します。 ※減免および徴収猶予の適用については、原則として申請日以降となります
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第44条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192#Mp-Ch_4-Se_1-At_44) 大阪市国民健康保険条例 第6条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険条例施行規則 第13条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 一部負担金の減免または徴収猶予取扱要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000334399.html)
審査基準	対象となる特別の理由 ●震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、世帯主（主たる生計維持者を含む。）が死亡し、障がい者となり、または居住する住宅について著しい損害を受けたとき ●事業または業務の休廃止、失業などにより、世帯の収入が著しく減少したとき ・収入基準：世帯の実収月額（※①）が生活保護基準額（※②）に減免基準（※③）を乗じた額以下 ・上記かつ、申請時点での世帯の預貯金の額が「収入基準」に減免基準（※③）を乗じた額の3か月分以下であること ※① 生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額 ※② 生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助の金額の合算額 ※③ 減免基準：1000分の1155（令和2年10月1日以降） 減免の内容 一部負担金の10割（全額）を免除します。また、減免の期間は3か月までを標準とします。ただし、減免期間の終期において、承認要件を具備し、療養の継続が必要な場合は、申請により減免期間を3か月延長することができます。 徴収猶予の内容 対象者の属する世帯が、一時的に生活困難であるが資力回復の見込がある場合に、6か月以内の期間を定めて一部負担金の徴収を猶予します。（ただし、急患等の患者で資力の活用ができない場合は最長1年）
標準処理期間	
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	一部負担金の減免等の申請は、お住まいの区の区役所の保険年金業務担当の窓口で受け付けます。 申請に必要なもの 被保険者であることが確認できるもの、医師の意見書、マイナンバーが確認できるもの ・災害の場合は、被災証明書 または り災証明書 ・失業等の場合は、給与証明書 または 給与外収入申告書、世帯全員の預貯金通帳 など ※医師の意見書、給与外収入申告書の用紙は、区役所でお渡しします。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369693.html
備 考	

整理番号	福祉－法申－20
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る療養費の支給
概 要	医療の給付は療養の給付等現物給付が原則ですが、現物給付が困難である場合や診療の費用の全額を自己負担した場合には、申請に基づき、保険適用規準で算定した金額から一部負担金相当額を差し引いた額を療養費として支給します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第54条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192#Mp-Ch_4-Se_1-At_54)
審査基準	次のいずれかに該当する場合に、療養費を支給することができます。 (1) 保険者が療養の給付等現物給付を行うことが困難であると認めるとき 《例》：骨折、脱臼、打撲又は捻挫により柔道整復師による施術を受けた場合 ：保険医師の同意を得て、あん摩・マッサージ師、はり師、きゅう師の施術を受けた場合 ：治療用装具の作製及び生血輸血の支給を行った場合 (2) 被保険者が保険医療機関以外について診療等を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるとき 《例》：旅行中に急病にかかり、その地域に保険医療機関がないため保険医療機関ではない診療所で受診した場合 (3) 国民健康保険加入届出直後（資格確認書などの受け取り前）の場合など、やむを得ない理由で国民健康保険を使えずに医療機関にかかったとき
標準処理期間	3 か月前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	療養に要した費用を支払った日の翌日から2年以内
提出方法	療養費等支給申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者であることが確認できるもの、療養の明細書（日本国外での療養の場合は診療内容明細書（傷病名、症状、治療、投薬内容等の詳細及び和訳要す）、領収明細書（金額の内訳の詳細及び和訳要す）及び旅券等海外に渡航した事実が確認できる書類、治療用装具作製の場合は医師の意見書及び装着証明書）、領収書、世帯主の金融機関口座通帳又は振込口座のわかる書類、本人確認ができるものを提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369686.html
備 考	

整理番号	福祉－法申－21
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る特別療養費の支給
概 要	被保険者資格証明書の交付を受けている大阪市国民健康保険被保険者が、保険医療機関等で被保険者資格証明書を提示して受診し、療養にかかる費用の全額を支払った場合に、申請により一部負担額を差し引いた額を特別療養費として支給します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第54条の3 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192#Mp-Ch_4-Se_1-At_54_3)
審査基準	被保険者から提出された療養費等支給申請書の申請内容及び保険医療機関から提出された「特別療養費届出書」に基づき、支給額を決定します。
標準処理期間	3 か月前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	療養に要した費用を支払った日の翌日から2 年以内
提出方法	療養費等支給申請書に必要事項を記載のうえ、資格確認書（特別療養）等、領収書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの、世帯主の金融機関口座通帳又は振込口座の分かる書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る移送費の支給
概 要	大阪市国民健康保険被保険者の移送について、申請に基づき、現に被保険者の移送に要した経費を限度として、もっとも経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用に基づき算定した額を支給します。 なお、実際にかかった費用が移送費として算定した額を超えた場合には、差額分については被保険者負担となります。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第54条の4 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192#Mp-Ch_4-Se_1-At_54_4) 国民健康保険法施行規則 第27条の9、第27条の10 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_27_9) (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_27_10)
審査基準	次のいずれにも該当する場合、移送費を支給することができます。 (1) 医師の指示による移送であること (2) 病気などにより患者の移動が困難であること (3) 緊急その他やむを得ないこと
標準処理期間	2か月前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	移送に要した費用を支払った日の翌日から2年以内
提出方法	療養費等支給申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者であることが確認できるもの、医師の意見書、費用の明細書(内訳のわかるもの)、領収書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの、世帯主の金融機関口座通帳又は振込先口座のわかる書類を提出してください。
手数料	
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369686.html
備 考	

整理番号	福祉－法申－23
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る高額療養費の支給
概 要	大阪市国民健康保険被保険者に係る同じ月内に受けた保険診療の一部負担金が限度額を超える場合には、申請に基づき、その超えた額を高額療養費として支給します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第57条の2 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192#Mp-Ch_4-Se_1-At_57_2) 国民健康保険法施行令 第29条の2、第29条の3、第29条の4 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333C00000000362#Mp-Ch_3-At_29_2)
審査基準	◇70歳未満の被保険者 同じ世帯の70歳未満の方が、同じ月内に受けた保険診療の自己負担額について、医療機関(※1)ごとに21,000円以上になっているものを合算して、自己負担限度額(※2)を超えたとき、その超えた額を支給します。 ただし、公費負担医療を受けている場合は、医療費の3割相当(義務教育就学前の乳幼児の場合は2割相当)の金額が21,000円以上のものの自己負担額(公費負担額を除く)を合算して、自己負担限度額(※2)を超えたとき、その超えた額を支給します。 (※1)医科・歯科別、入院・外来別等(診療報酬明細書ごと)になります。ただし、薬局に支払った一部負担金は、処方せんを交付した医療機関分と合算します。 (※2)自己負担限度額→下記ホームページ「高額療養費」の「高額療養費の自己負担限度額《表1》70歳未満の被保険者」のとおり ◇70歳から74歳までの被保険者 同じ月内に受けた保険診療の自己負担額が限度額(※)を超えたとき、その超えた額を支給します。 (※)限度額→下記ホームページ「高額療養費」の「高額療養費の自己負担限度額《表2》70歳から74歳までの被保険者」のとおり
標準処理期間	4 か月前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	診療を受けた日の翌月初日以降2年以内
提出方法	高額療養費支給申請書に必要事項を記載のうえ、領収書、被保険者であることが確認できるもの、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの、世帯主の金融機関口座通帳又は振込口座のわかる書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369689.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険に係る高額介護合算療養費の支給
概 要	国民健康保険と介護保険の両方を利用している世帯において、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の国民健康保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合計が限度額を超える場合には、申請に基づき、その超えた額を国民健康保険と介護保険の負担額により按分して世帯主に支給します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第57条の3 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192#Mp-Ch_4-Se_1-At_57_3) 国民健康保険法施行令 第29条の4の2、第29条の4の3、第29条の4の4 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333C00000000362#Mp-Ch_3-At_29_2) 国民健康保険法施行規則 第27条の18、第27条の19、第27条の20、第27条の21 第27条の22、第27条の23、第27条の24、第27条の25 第27条の26、第27条の27 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_27_18)
審査基準	同じ国民健康保険の世帯（国民健康保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の両方を負担した世帯に限る）において、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の国民健康保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合計が自己負担限度額(※)を超える場合、その超えた額を支給します（500円以下の場合は支給されません）。 (※) 自己負担限度額→下記ホームページ「高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ」の「高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業費）の世帯負担上限額」のとおり
標準処理期間	4 か月前後
経由日数	
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	支給申請：8月1日から 自己負担額証明書交付申請：随時
提出方法	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者であることが確認できるもの、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの、世帯主の金融機関口座通帳又は振込口座のわかる書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000045798.html
備 考	

整理番号	福祉一法申-25
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8082)
処分担当名	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
処分の名称	特別児童扶養手当の受給資格認定申請
概 要	20歳未満の身体または精神に障がいがある児童（障害児）を監護・養育する父母等の方が対象です。 認定請求を受けた後、審査を行い要件に該当すれば支給決定を行い特別児童扶養手当を支給します。 該当しない場合には不支給の決定を行います。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第3条 第5条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条 第1条の2 別表第三
審査基準	◎次に掲げる要件に該当することが必要です。 大阪市に住所を有する障がい児を監護する父母、又は父母以外の者で養育する者であること ○「障がい児」とは、20歳未満であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3 で定める障害等級に該当する程度の障がいの状態にある者をいいます。 ○申請にあたっては、障がいにかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。 ただし、その他の書類または物件により障がいの状態等を確認することができるときは、当該診 断書の提出の省略を認める場合があります。 上記の要件に該当する場合でも、その障がい児が障がいを支給事由とする給付で、特別児童扶養 手当等の支給に関する法律施行令第1条の2各号で定めるものを受けることができるときは支給対 象となりません。（ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除きます。）
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を各区保健福祉課保健福祉業務担当に提出してください。 ・特別児童扶養手当認定請求書 ・特別児童扶養手当認定診断書 ・振込先口座申出書 ・戸籍抄本 個々の申請内容により確認のために、関係書類の提示または提出をお願いします。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8082)
処分担当名	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
処分の名称	特別児童扶養手当の受給資格の再認定申請
概 要	受給者が、支給要件に該当しなくなった後に、再び、支給要件に該当した場合は改めて認定の申請が必要です。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第3条 第5条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条 第1条の2 別表第三
審査基準	◎次に掲げる要件に該当することが必要です。 大阪市に住所を有する障がい児を監護する父母、又は父母以外の者で養育する者であること ○「障がい児」とは、20歳未満であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3で定める障害等級に該当する程度の障がいの状態にある者をいいます。 ○申請にあたっては、障がいにかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。ただし、その他の書類または物件により障がいの状態等を確認することができるときは、当該診断書の提出の省略を認める場合があります。 上記の要件に該当する場合でも、その障がい児が障がいを支給事由とする給付で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2各号で定めるものを受けるときは支給対象となりません。（ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除きます。）
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を各区保健福祉課保健福祉業務担当に提出してください。 ・特別児童扶養手当認定請求書 ・特別児童扶養手当認定診断書 ・振込先口座申出書 ・戸籍抄本 個々の申請内容により確認のために、関係書類の提示または提出をお願いします。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8082)
処分担当名	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
処分の名称	特別児童扶養手当の未支払の手当の支払
概 要	受給者が死亡した場合で未支給額がある場合に、申請により障がい児にその未支給額を支払います。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第13条
審査基準	◎特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3号各号に該当しない「障がい児」に支払います。 ○「障がい児」とは、20歳未満であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3で定める障害等級に該当する程度の障がいの状態にある者をいいます。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を各区保健福祉課保健福祉業務担当に提出してください。 ・未支払特別児童扶養手当請求書 ・振込先口座申出書
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007186.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の受給資格認定申請
概 要	20歳未満の身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする状態の方が対象です。 認定請求を受けた後、審査を行い要件に該当すれば支給決定を行い障がい児福祉手当を支給します。 該当しない場合には不支給の決定を行います。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第19条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条 第1条の2 別表第一 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第1条
審査基準	◎次に掲げる要件に該当することが必要です。 大阪市に住所を有する重度障がい児であること ○「重度障がい児」とは、20歳未満である障がい児の内、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいいます。 ○申請にあたっては、障がいにかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。 ただし、その他の書類または物件により障がいの状態等を確認することができるときは、当該診断書の提出の省略を認める場合があります。 上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。 (1) 障がいを支給事由とする給付で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2各号で定めるものを受けることができるとき。 ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除きます。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する肢体不自由児施設、その他これに類する施設で障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令第1条各号で定めるものに入所されているとき。
標準処理期間	審査に係る障がい種別が肢体・精神の場合 60日、それ以外の障がい種別の場合 120日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を各区保健福祉課保健福祉業務担当に提出してください。 ・障がい児福祉手当認定請求書 ・障がい児福祉手当認定診断書 ・預金口座届出書 ・所得状況届 個々の申請内容により確認のために関係書類の提示または提出をお願いします。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007193.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児福祉手当の受給資格の再認定申請
概 要	受給者が、支給要件に該当しなくなった後に、再び、支給要件に該当した場合は改めて認定の申請が必要です。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条 (第5条第2項を準用) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条 第1条の2 別表第一 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第1条
審査基準	◎次に掲げる要件に該当することが必要です。 大阪市に住所を有する重度障がい児であること ○「重度障がい児」とは、20歳未満である障がい児の内、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいいます。 ○申請にあたっては、障がいにかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。ただし、その他の書類または物件により障がいの状態等を確認することができるときは、当該診断書の提出の省略を認める場合があります。 上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。 (1) 障がいを支給事由とする給付で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2各号で定めるものを受けることができるとき。 ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除きます。 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設、その他これに類する施設で障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令第1条各号で定めるものに入所されているとき。
標準処理期間	審査に係る障がい種別が肢体・精神の場合 60日、それ以外の障がい種別の場合 120日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を各区保健福祉課保健福祉業務担当に提出してください。 ・障がい児福祉手当認定請求書 ・障がい児福祉手当認定診断書 ・預金口座届出書 ・所得状況届 個々の申請内容により確認のために関係書類の提示または提出をお願いします。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.cityv.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007193.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の受給資格認定申請
概 要	20歳以上の身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態の方が対象です。 申請を受けた後、認定審査を行い要件に該当すれば支給決定を行い特別障がい者手当を支給します。 該当しない場合には不支給の決定を行います。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5 (第19条を準用) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条第2項各号 別表第1・第2
審査基準	◎次に掲げる要件に該当することが必要です。 大阪市に住所を有する特別障がい者であること ○「特別障がい者」とは、20歳以上であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項各号、同施行令別表第1、別表第2で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいいます。 ○申請にあたっては、障がいにかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。 ただし、その他の書類または物件により障がいの状態等を確認することができる場合は、当該診断書の提出の省略を認める場合があります。 上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。 (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障がい者支援施設に入所しているとき（同法に規定する生活介護を受けている場合に限る。）。 (2) 障がい者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令第14条各号で定めるものに入所しているとき。 (3) 病院または診療所（(2)で規定する施設を除く）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。
標準処理期間	審査に係る障がい種別が肢体・精神の場合 60日、それ以外の障がい種別の場合 120日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を各区保健福祉課保健福祉業務担当に提出してください。 ・特別障がい者手当認定請求書 ・特別障がい者手当認定診断書 ・預金口座届出書 ・所得状況届 個々の申請内容により確認のために関係書類の提示または提出をお願いします。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007154.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-7999)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	特別障がい者手当の受給資格の再認定申請
概 要	受給者が、支給要件に該当しなくなった後に、再び、支給要件に該当した場合は改めて認定の申請が必要です。
根拠法令等 及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5 (第5条第2項を準用) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条第2項各号 別表第1・第2
審査基準	◎次に掲げる要件に該当することが必要です。 大阪市に住所を有する特別障がい者であること ○「特別障がい者」とは、20歳以上であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項各号、同施行令別表第1、別表第2で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいいます。 ○申請にあたっては、障がいにかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。ただし、その他の書類または物件により障がいの状態等を確認することができる場合は、当該診断書の提出の省略を認める場合があります。 上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。 (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障がい者支援施設に入所しているとき（同法に規定する生活介護を受けている場合に限る。）。 (2) 障がい者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令第14条各号で定めるものに入所しているとき。 (3) 病院または診療所（(2)で規定する施設を除く）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。
標準処理期間	審査に係る障がい種別が肢体・精神の場合 60日、それ以外の障がい種別の場合 120日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を各区保健福祉課保健福祉業務担当に提出してください。 ・特別障がい者手当認定請求書 ・特別障がい者手当認定診断書 ・預金口座届出書 ・所得状況届 個々の申請内容により確認のために関係書類の提示または提出をお願いします。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007154.html
備 考	

整理番号	福祉－法申－32
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分課（担当）名	各区保健福祉課（各区保健福祉センター）
処分の名称	地域相談支援給付費の給付決定
概 要	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な地域相談支援に係る給付（地域相談支援給付費）を行います。この給付を受けるには、区保健福祉センターに申請を行い、給付決定を受ける必要があります。給付決定を受けたのち、対象となるサービス事業所と利用契約を締結し、サービスを利用します。
根拠法令等 及び条項	<給付決定> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の7 第1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年 2 月28日厚生労働省令第19号）第34条の35
審査基準	申請のあった障がい者について、障がい者の心身の状態、地域相談支援の利用に関する意向等を勘案し、給付決定を行います。 給付決定する場合に勘案する事項は以下のとおりです。 ①障がい者の障がいの種類及び程度その他の心身の状況 ②障がい者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況 ③障がい者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（②に係るものを除きます。）の利用の状況 ④障がい者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容 ⑤障がい者の置かれている環境 ⑥地域相談支援の提供体制の整備の状況
標準処理期間	30日以内
経由日数	なし
提出先	区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書他添付資料を区保健福祉課へ提出してください。（添付書類は申請者により異なりますので、区保健福祉課へお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	区保健福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000198496.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分課（担当）名	各区保健福祉課（各区保健福祉センター）
処分の名称	計画相談支援給付費の支給
概 要	障がい者等が、障がい福祉サービス又は地域相談支援の申請を行った際に、サービス利用支援を受けた場合、若しくは支給決定障がい者等が継続サービス利用支援を受けた場合に、計画相談支援に要した費用について支給（計画相談支援給付費）を行います。この給付を受けるには、区保健福祉センターに申請を行い、指定特定相談支援事業者と契約のうえサービス等利用計画案を作成して区保健福祉センターへ提出し、障がい福祉サービス等の支給決定を受けることが必要です。
根拠法令等 及び条項	＜給付決定＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第34条の54
審査基準	申請のあった障がい者及び障がい児の保護者について、計画相談支援給付費の対象者であることを確認のうえ、障がい福祉サービス等の支給決定に併せて計画相談支援給付費の支給通知を行います。 計画相談支援給付費の対象者とは以下のとおりです。 ①障がい福祉サービスの申請もしくは変更の申請を行った障がい者もしくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請を行った障がい者のうち、指定特定相談支援事業者からサービス利用支援を受けた者（当該申請に係る支給決定もしくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定を受け、サービス等利用計画を作成したとき） ②支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者のうち、指定特定相談支援事業者から継続サービス利用支援を受けた者
標準処理期間	75日以内
経由日数	なし
提出先	区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書他添付資料を区保健福祉課へ提出してください。（添付書類は申請者により異なりますので、区保健福祉課へお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	区保健福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000173623.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8071)
処分担当名	各区保健福祉センター福祉業務担当（各区役所福祉業務担当課）
処分の名称	身体障がい者手帳の交付申請
概 要	・身体障がい者手帳は、各種の福祉サービスを受けるため、申請に基づき交付されるものです。 ・身体障がい者手帳交付の対象となる障がいは、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい（心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい）です。 ・障がいの程度は1級から6級に区分されます。
根拠法令等 及び条項	・申請手続きの根拠について ①身体障害者福祉法第15条第1項 ②身体障害者福祉法施行令第4条 ③身体障害者福祉法施行規則第2条 ・交付の根拠について ①身体障害者福祉法第15条第4項 ・審査基準の根拠について ①身体障害者福祉法別表（身体障害の範囲） ②身体障害者福祉法施行令第36条（身体障害の範囲の追加） ③身体障害者福祉法施行規則第5条第3項 別表第5号（身体障害者障害程度等級表）
審査基準	・身体障がい者手帳の交付申請があった場合は、①身体障害者福祉法別表（身体障害の範囲）、②身体障害者福祉法施行令第36条（身体障害の範囲の追加）に掲げる障害に該当するか、また、③身体障害者福祉法施行規則第5条第3項 別表第5号（身体障害者障害程度等級表）のどの障がい区分の何級に該当するかの判定を行います。 ・この詳細な判定については、全国的な統一基準によって行われるため、厚生労働省社会・援護局から次の④～⑥の通知（ガイドライン）が発出されており、本市ではこの通知を審査基準としています。 ④身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について （平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ⑤身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について （平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知） ⑥身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について （平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
標準処理期間	7日（ただし、専門的な審査を要する場合は、2か月程度の処理期間となります。）
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター福祉業務担当（各区役所福祉業務担当課）
提出時期	随時
提出方法	以下の書類等を区保健福祉センターに提出してください。 ア. 身体障がい者（児）手帳 交付・再交付申請書 イ. 身体障がい者診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条にもとづく指定医師が記載したもの） ウ. 写真（たて4cm×よこ3cm、申請のときから1年以内に撮った上半身を写したもの） エ. マイナンバーに係る確認書類 なお、ア・イは様式に定めがありますので、区保健福祉センター福祉業務担当で受領してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター福祉業務担当（各区役所福祉業務担当課）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007734.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8076)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児通所給付費の支給決定の申請
概 要	申請のあった障がい児の心身の状態や、介護を行う者の状況及び障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向などを総合的に勘案し、支給決定を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法 第21条の5の6 児童福祉法 第21条の5の7 児童福祉法施行規則 第18条の6 児童福祉法施行規則 第18条の10
審査基準	申請のあった障がい児の心身の状態や、介護を行う者の状況及び障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向などを総合的に勘案し、支給決定を行います。 支給決定する場合に勘案する事項は以下のとおりです。 ①障がい児の障がいの種類及び程度その他の心身の状況 ②当該申請に係る障がい児の介護を行う者の状況 ③障がい児の保護者に関する障がい児通所給付費の受給の状況 ④障がい児の保護者に関する障がい児入所給付費の受給の状況 ⑤障がい児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況 ⑥障がい児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③～⑤に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 ⑦障がい児又は障がい児の保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向の具体的内容 ⑧障がい児の置かれている環境 ⑨障がい児通所支援の提供体制の整備の状況
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課福祉業務担当
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を居住区の保健福祉課福祉業務担当に提出してください。 ・支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書又は利用者負担額減額・免除等申請書 ・世帯状況・収入申告書 ・市町村民税の課税状況等がわかる書類もしくは市民税の課税状況等を閲覧することの同意書
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000184730.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8076)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児入所給付費の支給決定の申請
概 要	障がい児が、障がい児入所施設に入所し、支援を受けることができるよう、障がい児の保護者に対し、必要なサービスの給付を行います。これらの給付を受けるには、区保健福祉センターに申請を行い、支給決定を受けることが必要です。支給決定を受けたのち、対象となるサービス事業所と利用契約を締結し、サービスを利用します。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法 第24条の3 児童福祉法 第59条の4 児童福祉法施行令 第45条 児童福祉法施行規則 第25条の7 児童福祉法施行規則 第25条の8 地方自治法施行令 第174条の26
審査基準	申請のあった障がい児の心身の状態や、介護を行う者の状況及び障がい児及びその保護者の障がい児入所支援の利用に関する意向などを総合的に勘案し、支給決定を行います。 支給決定する場合に勘案する事項は以下のとおりです。 ①当該申請に係る障がい児の障がいの種類及び程度その他の心身の状況 ②当該申請に係る障がい児の介護を行う者の状況 ③当該申請に係る障がい児の保護者に関する障がい児入所給付費の受給の状況 ④当該申請に係る障がい児の保護者に関する障がい児通所給付費の受給の状況 ⑤当該申請に係る障がい児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況 ⑥当該申請に係る障がい児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③～⑤に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 ⑦当該申請に係る障がい児又は障がい児の保護者の指定入所支援の利用に関する意向の具体的内容 ⑧当該申請に係る障がい児の置かれている環境 ⑨当該申請に係る指定入所支援の提供体制の整備の状況
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課福祉業務担当
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を居住区の保健福祉課福祉業務担当に提出してください。 ・支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書又は利用者負担額減額・免除等申請書 ・世帯状況・収入申告書 ・市町村民税の課税状況等がわかる書類もしくは市民税の課税状況等を閲覧することの同意書 ・標準負担額減額認定証
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000184730.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8015)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	障がい児相談支援給付費の支給
概 要	障がい児相談支援の対象となる保護者が、障がい児通所給付の申請を行った際に、障がい児支援利用援助を受けた場合、もしくは継続障がい児支援利用援助を受けた場合に、障がい児相談支援に要した費用について支給（障がい児相談支援給付費）を行います。この給付を受けるには、区保健福祉センターに申請を行い、指定障がい児相談支援事業所と契約のうえ障がい児支援利用計画案を作成して区保健福祉センターへ提出し、障がい児通所給付の支給決定を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法 第24条の26第1項 児童福祉法施行規則 第25条の26の3
審査基準	申請のあった障がい児の保護者について、障がい児相談支援給付費の対象者であることを確認のうえ、障がい児通所給付の支給決定に併せて障がい児相談支援給付費の支給通知を行います。 障がい児相談支援給付費の対象者とは以下のとおりです。 ①障がい児通所給付の申請もしくは変更の申請を行った障がい児の保護者のうち、指定障がい児相談支援事業者から障がい児支援利用援助を受けた者（当該申請に係る支給決定もしくは支給決定の変更の決定を受け、障がい児支援利用計画を作成したとき） ②通所給付決定保護者のうち、指定障がい児相談支援事業者から継続障がい児支援利用援助を受けた者
標準処理期間	30日以内
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課福祉業務担当
提出時期	随時
提出方法	児童福祉法に基づく障がい児（通所・入所）給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書ほか添付書類を居住区の保健福祉課へ提出してください。（添付書類は申請者により異なりますので、区保健福祉課へお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000184730.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8245)
処分課（担当）名	各区保健福祉課（各区保健福祉センター）
処分の名称	介護給付費、訓練等給付費の支給決定の申請
概 要	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付（介護給付費・訓練等給付費）を行います。これらの給付を受けるには、区保健福祉センターに申請を行い、支給決定を受けることが必要です。支給決定を受けたのち、対象となるサービス事業所と利用契約を締結し、サービスを利用します。 なお、支給決定の申請があった場合、障がい支援区分（障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、心身の状態を総合的に示すための区分）の認定を行います。
根拠法令等 及び条項	<支給決定> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第12条 <障害支援区分の認定> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）第10条第2項 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年1月23日厚生労働省令第5号）第1条
審査基準	申請のあった障がい者又は障がい児の保護者について、障がい程度区分、介護を行う者の状況及び障がい福祉サービスの利用意向などを総合的に勘案し、支給決定を行います。 支給決定する場合に勘案する事項は以下のとおりです。 ①障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度その他の心身の状況 ②障がい者等の介護を行う者の状況 ③障がい者等に関する介護給付費等の受給の状況 ④障がい児が現に障がい児施設を利用している場合には、その利用の状況 ⑤障がい者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 ⑥障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③から⑤までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 ⑦障がい者等又は障がい児の保護者の障がい福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 ⑧障がい者等の置かれている環境 ⑨障がい福祉サービスの提供体制の整備の状況 また、障がい支援区分は、大阪市障がい支援区分認定審査会の審査及び判定を経て、以下の基準により決定します 区分1：当該障害者に係る合計点数等が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第二（以下、「別表第二」という。）の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分2：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分3：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分4：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分5：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分6：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合
標準処理期間	75日以内
経由日数	なし
提出先	区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書他添付資料を区保健福祉課へ提出してください。（添付書類は申請者により異なりますので、区保健福祉課へお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	区保健福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000255039.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-8245)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	介護給付費、訓練等給付費の支給決定の変更申請
概 要	現に支給決定を受けている障がい福祉サービス（介護給付費、訓練等給付費）について、種類、支給量等の事項を変更する必要があると認める場合、支給決定の変更を行います。また、支給決定の変更を行うにあたり必要があると認めるときは、障がい支援区分認定の変更を行います。 支給決定の変更は、申請または職権に基づき行います。申請は、区保健福祉課に行います。
根拠法令等 及び条項	<支給決定> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第12条 <障害支援区分の認定> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）第10条第2項 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年1月23日厚生労働省令第5号）第1条
審査基準	申請のあった障がい者又は障がい児の保護者について、障がい程度区分、介護を行う者の状況及び障がい福祉サービスの利用意向などを総合的に勘案し、支給決定を行います。 支給決定する場合に勘案する事項は以下のとおりです。 ①障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度その他の心身の状況 ②障がい者等の介護を行う者の状況 ③障がい者等に関する介護給付費等の受給の状況 ④障がい児が現に障がい児施設を利用している場合には、その利用の状況 ⑤障がい者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 ⑥障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③から⑤までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 ⑦障がい者等又は障がい児の保護者の障がい福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 ⑧障がい者等の置かれている環境 ⑨障がい福祉サービスの提供体制の整備の状況 また、障がい支援区分は、大阪市障がい支援区分認定審査会の審査及び判定を経て、以下の基準により決定します 区分1：当該障害者に係る合計点数等が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第二（以下、「別表第二」という。）の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分2：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分3：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分4：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分5：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合 区分6：当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合
標準処理期間	75日以内
経由日数	なし
提出先	区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	介護給付費等支給量変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書と添付資料を区保健福祉課へ提出してください。（添付書類は申請者により異なりますので、区保健福祉課へお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	区保健福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000255039.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-7986)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	身体障がい者に対する更生医療の支給決定
概 要	身体障がい者が日常生活・職業生活により適合するため、身体の機能障がいを軽減または改善することを目的とした医療であり、指定自立支援医療機関において治療等を受けるときに要する医療費の一部を支給する。自立支援医療費の支給を受けるためには事前に申請が必要である。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条、第53条、第54条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱
審査基準	（1）更生医療の対象 臨床症状が消退し永続するようになった「障がいそのもの」であり、当該障がいにに対し確実な治療の効果が期待できるものに限られる。疾病を対象とする一般医療とは性質が異なる。 （2）対象者 ・原則、大阪市に居住する18歳以上の者 ・身体障害者福祉法の第4条に規定する次の障がいを持つ者 [1. 視覚障がい 2. 聴覚・平衡機能障がい 3. 音声・言語・そしゃく機能障がい 4. 肢体不自由 5. 心臓・腎臓小腸又は肝臓の機能障がいによるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る） 6. ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障がいによるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る）] （3）支給内容 診療、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。） （4）利用者負担 原則、定率1割負担。所得に応じた月額負担上限額の設定あり。 ・対象者と同じ医療保険に加入している家族の市民税額（所得割）の合計が23万5千円以上の場合には対象外。ただし、「重度かつ継続」に該当する場合は、市民税額（所得割）の合計が23万5千円以上でも対象となる。 ・「重度かつ継続」とは次の①または②に該当する者 ①腎臓機能障がい（人工透析療法・腎移植術後の抗免疫療法）、小腸機能障がい（中心静脈栄養法）、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心移植術後の抗免疫療法） ②対象者と同じ医療保険に加入している家族において、申請前の12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けた月があるとき ※大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、支給にかかる判定を行った結果、不適当と判定された場合は、更生医療の支給決定の対象とならない。
標準処理期間	申請される内容により審査方法が異なるため、申請時に提出先にお問い合わせください。
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課
提出時期	随時（原則手術等の治療を行う前に提出）
提出方法	以下の書類を居住区の保健福祉課に提出してください。 ・自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 ・市町村民税の課税状況等がわかる書類・市民税の課税状況等を閲覧することの同意書 ・収入状況申告書 ・自立支援医療（更生医療）意見書又は自立支援医療（更生医療）判定書 ・自立支援医療（更生医療）費用明細表・健康保険証の写し
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000622346.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-7986)
処分課（担当）名	各区保健福祉課
処分の名称	身体障がい者（児）に対する補装具費の支給決定
概 要	身体障がい者及び身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替するための用具である補装具について、購入、借受け又は修理に要する費用の一部を支給する。補装具費の支給を受けるためには事前に申請が必要である。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の7 大阪市補装具費支給事業事務取扱実施要綱
審査基準	（1）補装具の定義：次の要件をすべて満たすもの ・身体に欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの ・身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの ・給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書等）を要するもの （2）補装具の種目及び金額 ・補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準 ・補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品 （3）対象者 ・原則、大阪市内に居住する者 ・身体障害者福祉法の第4条に規定する障がいを持つ者 （4）利用者負担 ・原則、定率1割負担。所得等に応じた月額負担上限額の設定あり。 - ただし、市町村民税課税世帯で、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の者は対象外。 ※大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、支給にかかる判定を行った結果、不適当と判定された場合は、補装具の支給決定の対象とならない。
標準処理期間	申請される内容により審査方法が異なるため、申請時に提出先にお問い合わせください。
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課
提出時期	随時（補装具を購入・修理する前に提出）
提出方法	以下の書類を居住区の保健福祉課に提出してください。 ・補装具費支給申請書 ・医師の意見書又は診断書 ・市町村民税の課税状況等がわかる書類もしくは市民税の課税状況等を閲覧することの同意書 ・世帯状況・収入等申告書 ・利用者負担額減額・免除申請書 ・見積書
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000370481.html
備 考	

整理番号	福祉－法申－42
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ） （ 06-6241-6520 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定
概 要	障がい児に対する通所支援サービス等の提供などを大阪市内において開始する場合には、児童福祉法に基づいた事業を行う者として、大阪市の事業者指定を受ける必要があります。 児童福祉法においては、提供するサービスの種類によってさまざまな事業が創設されています。事業者として指定を受けようとする場合は、障がい児に対してどのようなサービスを提供しようとするかに応じて適切な事業を選択し、その事業を実施するに当たり必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしたうえで、大阪市に対して指定申請を行うこととなります。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第21条の5の20（指定障害児通所支援事業者） 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の9第1項及び第24条の13（指定障害児入所施設） 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項及び第24条の32（指定障害児相談支援事業者）
審査基準	1 当該申請に係る障害児通所支援事業所等の従業者の知識及び技能並びに人員が、児童福祉法（以下法という）第21条の5の19第1項、法第24条の12第1項又は法第24条の31第1項の基準を満たしていること。（法第21条の5の15第3項第2号） 2 申請者が、法第21条の5の19第2項、法第24条の12第2項又は法第24条の31第2項の基準に従って適正な障害児通所支援事業等の運営をすることができると認められること。（同項第3号） 3 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第4号） 4 申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第5号） 5 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第5号の2） 6 申請者が、法第21条の5の24第1項又は法第33条の18の6若しくは7の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業者等を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）でないこと。（当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者等の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者等による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者等有していた責任の程度を考慮して、前記指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）（同項第6号） 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。））、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第21条の5の24第1項又は法第33条の18の6若しくは7の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者でないこと。（当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者等の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者等による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者等有していた責任の程度を考慮して、前記の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）（指定障害児通所支援事業に係る医療型児童発達支援を除く。）（同項第7号）

様式 1

	8 申請者が、法第21条の5の24第1項又は法第33条の18の6若しくは7、第24条の17第1項又は第24条の36の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第21条の5の20第4項、第24条の14又は第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出等をした者（当該事業の廃止等について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出等の日から起算して5年を経過していること。（同項第9号） 9 申請者が、法第21条の5の22第1項、第24条の15第1項又は第24条の34第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第21条の5の24第1項又は法第33条の18の6若しくは7、第24条の17又は第24条の36の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第21条の5の20第4項、第24条の14又は第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出等をした者（当該事業の廃止等について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出等の日から起算して5年を経過していること。（同項第10号） 10 上記8に規定する期間内に法第21条の5の20第4項、第24条の14又は第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出等があった場合において、申請者が、通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第11号） 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。（同項第12号） 12 申請者が、法人で、その役員等が法第21条の5の15第3項第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者でないこと。（同項第13号） 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が法第21条の5の15第3項第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者でないこと。（同項第14号）
標準処理期間	本申請受領後、20～40日間。但し、記載漏れ、添付書類の不備、その他の事由による「補正」に要する期間を除く。
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
提出時期	指定を受けようとする月の前々月の20日から前月の10日まで
提出方法	指定を受けようとする事業により事前協議が必要な場合があります。協議の可否については運営指導課までご確認ください。 事前協議が必要な場合は事業開始予定日の概ね3ヶ月前に事前協議書類を大阪市行政オンラインシステムにて申請してください。本申請は事前協議を終えた後、電話等にて来庁予約の上、申請書及び添付書類を福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）へ提出してください。 事前協議が不要な場合は、電話等にて来庁予約の上、申請書及び添付書類を福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601773.html
備考	

整理番号	福祉一法申一43
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ） （06-6241-6520）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定
概 要	障がい者に対するホームヘルプサービスの提供や、通所による日中活動の提供などのサービスを大阪市内において開始する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた事業を行う者として、大阪市の事業者指定を受ける必要があります。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においては、提供するサービスの種類によってさまざまな事業が創設されています。事業者として指定を受けようとする場合は、障がい者に対してどのようなサービスを提供しようとするかに応じて適切な事業を選択し、その事業を実施するに当たり必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしたうえで、大阪市に対して指定申請を行うこととなります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項及び第37条第1項(障害福祉サービス) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第38条第1項及び第39条第1項(障害者支援施設)
審査基準	1 当該申請に係るサービス事業所又は支援施設の従業者の知識及び技能並びに人員が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法という）第43条第1項又は法第44条第1項で定める基準を満たしていること。（法第36条第3項第2号） 2 申請者が、法第43条第2項又は法第44条第2項の基準に従って適正な障害福祉サービス事業又は障害者支援施設の運営をすることができることと認められること。（同項第3号） 3 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第4号） 4 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第5号） 5 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第5号の2） 6 申請者が、法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所若しくは障害者支援施設を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）でないこと。（当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設が有していた責任の程度を考慮して、前記指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定められるものに該当する場合を除く。）（同項第6号） 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者でないこと。（当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、前記の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）（療養介護を除く。）（同項第7号）

様式 1

	8 申請者が、法第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第8号） 9 申請者が、法第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第9号） 10 上記8に規定する期間内に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第10号） 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。（同項第11号） 12 申請者が、法人で、その役員等が法第36条第3項第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者でないこと。（同項第12号） 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が法第36条第3項第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者でないこと。（同項第13号）
標準処理期間	本申請受領後、20～40日間。但し、記載漏れ、添付書類の不備、その他の事由による「補正」に要する期間を除く。
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
提出時期	指定を受けようとする月の前々月の20日から前月の10日まで
提出方法	指定を受けようとする事業により事前協議が必要な場合があります。協議の可否については運営指導課までご確認ください。 事前協議が必要な場合は事業開始予定日の概ね3ヶ月前に事前協議書類を大阪市行政オンラインシステムにて申請してください。本申請は事前協議を終えた後、電話等にて来庁予約の上、申請書及び添付書類を福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）へ提出してください。 事前協議が不要な場合は、電話等にて来庁予約の上、申請書及び添付書類を福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601773.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ） (06-6241-6520)
処分担当名	同上
処分の名称	指定就労選択支援事業者の指定
概 要	障がい者に対する就労選択支援事業を大阪市内において開始する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた事業を行う者として、大阪市の事業者指定を受ける必要があります。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、本事業を実施するに当たり必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）及び就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定に関する審査基準を満たしたうえで、大阪市に対して指定申請を行うこととなります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項及び第37条第1項(障害福祉サービス) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第 1 項の規定に基づく就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定における同条第 3 項第 3 号に関する審査基準
審査基準	1 当該申請に係るサービス事業所又は支援施設の従業者の知識及び技能並びに人員が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法という）第43条第 1 項で定める基準を満たしていること。（法第36条第 3 項第 2 号） 2 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第 1 項の規定に基づく就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定における同条第 3 項第 3 号に関する審査基準（以下「審査基準」という）を満たしていること。（審査基準第 3 条第 2 項） 3 申請者が、法第43条第 2 項の基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができると認められること。（同項第 3 号） 4 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第 4 号） 5 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第 5 号） 6 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものであるとき。（同項第 5 号の 2） 7 申請者が、法第50条第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条 の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）でないこと。（当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、前記指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）（同項第 6 号） 8 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第50条第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者でないこと。（当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、前記の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）（療養介護を除く。）（同項第 7 号）

	9 申請者が、法第50条第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第8号） 10 申請者が、法第48条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第50条第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第9号） 11 上記8に規定する期間内に法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第10号） 12 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。（同項第11号） 13 申請者が、法人で、その役員等が法第36条第3項第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者でないこと。（同項第12号） 14 申請者が、法人でない者で、その管理者が法第36条第3項第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者でないこと。（同項第13号）
標準処理期間	本申請受領後、20～40日間。但し、記載漏れ、添付書類の不備、その他の事由による「補正」に要する期間を除く。
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
提出時期	指定を受けようとする月の3ヶ月から5ヶ月前の指定日
提出方法	指定を受けようとする場合は事前協議が必要です。 事前協議は事業開始予定日の概ね3ヶ月から5ヶ月前に事前協議書類を大阪市行政オンラインシステムにて申請してください。本申請は事前協議を終えた後、電話等にて来庁予約の上、申請書及び添付書類を福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000652732.html
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ） （ 06-6241-6520 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定
概 要	障がい者に対する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を大阪市内において開始する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた事業を行う者として、大阪市の事業者指定を受ける必要があります。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においては、提供するサービスの種類によってさまざまな事業が創設されています。事業者として指定を受けようとする場合は、障がい者に対してどのようなサービスを提供しようとするかに応じて適切な事業を選択し、その事業を実施するに当たり必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしたうえで、大阪市に対して指定申請を行うこととなります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の19第1項及び第51条の25第1項、第2項（指定一般相談支援事業者） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項及び第51条の25第3項、第4項（指定特定相談支援事業者）
審査基準	1 申請者は法人であること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法という）第36条第3項第1号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用） 2 当該申請に係る相談支援事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、法第51条の23第1項又は法第51条の24第1項の主務省令で定める基準を満たしていること。（同項第2号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用） 3 申請者が、法第51条の23第2項の主務省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準又は法第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な相談支援事業の運営をすることができると認められること。（同項第3号）（法第51条の19第2項及び第51条の20第2項準用） 4 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（同項第5号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用） 5 申請者が、法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）でないこと。（当該指定の取消しが、指定相談支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、前記指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）（同項第6号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用） 6 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるものうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第50条第1項又は法第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者でないこと。（当該指定の取消しが、指定相談支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、前記の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）（同項第7号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用）

様式 1

	7 申請者が、法第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第8号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用） 8 申請者が、法第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（同項第9号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用） 9 申請者が、指定の申請前5年以内に相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。（同項第11号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用） 10 申請者が、法人で、その役員等が法第36条第3項第5号、第6号、第8号、第9号又は第11号までのいずれかに該当する者でないこと。（同項第12号）（法第51条の19第2項及び法第51条の20第2項準用）
標準処理期間	本申請受領後、20～40日間。但し、記載漏れ、添付書類の不備、その他の事由による「補正」に要する期間を除く。
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
提出時期	指定を受けようとする月の前々月の20日から前月の10日まで
提出方法	電話等にて予約の上、申請書及び添付書類を福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部運営指導課（指定グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601773.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)
処分担当名	同上
処分の名称	社会福祉法人が設立する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可
概 要	老人福祉法では、社会福祉法人は、都道府県知事又は指定都市等の長の認可をうけて、養護法人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができますとしています。設置を希望する法人は設置認可申請書を提出し、市長より認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	老人福祉法第15条第4項 老人福祉法施行規則第2条、第3条
審査基準	次の事項を記載した申請書等により、厚生労働大臣が定める施設及び運営に関する基準に適合するかを確認し、認可する。 (1) 施設の名称、種類及び所在地 (2) 建物の規模及び構造並びに設備の概要 (3) 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 ・施設の運営の方針 ・入所定員 ・職員の定数及び職務の内容 (4) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準」という。）第7条、第34条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規定 ・入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・職員の勤務の体制及び勤務形態 ・基準第27条第1項（基準第42条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（基準第27条第2項（基準第42条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。） (5) 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴 (6) 事業開始の予定年月日
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	設置認可申請書、添付書類を福祉局高齢者施策部高齢施設課に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246409.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)
処分担当名	同上
処分の名称	社会福祉法人により設置された養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可
概 要	老人福祉法では、社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、都道府県又は指定都市長の認可を受けなければならない、としています。これら場合は認可の申請書を提出し、市長より認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	老人福祉法第16条第3項 老人福祉法施行規則第5条
審査基準	次の事項を記載した申請書等により、廃止等に伴う措置の変更等が適切に行われ、現に入所している者に対する処遇が低下しないかを確認し、認可する。 (1) 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由 (2) 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置 (3) 休止しようとしている場合にあっては、休止の予定期間 (4) 入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員 (5) 入所定員を増加しようとする場合にあっては、その年月日及び増加後の入所定員
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	廃止、休止若しくは入所定員の減少又は増加の認可申請書、添付書類を福祉局高齢者施策部高齢施設課に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246409.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)
処分担当名	同上
処分の名称	指定介護老人福祉施設の指定
概 要	介護保険法では、指定介護老人福祉施設の指定は、開設者からの申請により指定を行います。一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は指定をしてはならないとされています。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第86条 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号) 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準について (平成12年老企第43号)
審査基準	申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。 ・規定する人員を有しないとき ・規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき ・特別養護老人ホームの開設者がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき ・特別養護老人ホームの開設者が規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき ・特別養護老人ホームの開設者が指定の取消しの処分に係る通知があった日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に規定による指定の辞退をした者 ・特別養護老人ホームの開設者が指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき ・特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	指定介護老人福祉施設の指定を受ける場合は指定申請書に、付表及び添付書類を添えて、指定申請を行わなければならない。
手数料	30,000円
相談窓口	福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246409.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)
処分担当名	同上
処分の名称	介護老人保健施設の開設許可
概 要	介護保険法では、介護老人保健施設の開設許可は、開設者からの申請により行いますが、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は許可を与えてはならないとされています。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第94条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号） 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）
審査基準	1. 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えてはならない。 ・法人でないとき ・事業所の人員、施設・設備及び運営基準を満たしておらず、適切な運営をすることができないと認められるとき ・介護保険法他、保健福祉医療に関係する法令及び労働に関する法律により罰金の刑を科せられて、または、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終えていないとき。 ・指定の取消しの処分を受けてから、又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした日から、5年が経過していないとき ・法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金等について、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 ・申請者、申請者と密接な関係を有する者、開設者の役員又はその管理者であった者が規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	介護老人保健施設の開設許可を受ける場合は開設許可申請書に、添付書類を添えて、開設許可申請を行わなければならない。
手数料	63,000円
相談窓口	福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246307.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)
処分担当名	同上
処分の名称	介護医療院の開設許可
概 要	介護保険法では、介護老人保健施設の開設許可は、開設者からの申請により行いますが、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は許可を与えてはならないとされています。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第107条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号） 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年老老発0322第1号）
審査基準	1. 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えてはならない。 ・法人でないとき。 ・事業所の人員、施設・設備及び運営基準を満たしておらず、適切な運営をすることができないと認められるとき。 ・介護保険法他、保健福祉医療に関する法令及び労働に関する法律により罰金の刑を科せられて、または、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終えていないとき。 ・許可の取消しの処分を受けてから、又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした日から、5年が経過していないとき。 ・法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金等について、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 ・申請者、申請者と密接な関係を有する者、開設者の役員又はその管理者であった者が規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	介護医療院の開設許可を受ける場合は開設許可申請書に、添付書類を添えて、開設許可申請を行わなければならない。
手数料	63,000円
相談窓口	福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000459552.html
備 考	

整理番号	福祉－法申－51
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分課（担当）名	福祉局高齢者施策部介護保険課認定グループ（06-4392-1727）
処分の名称	要介護（要支援）認定等の申請
概 要	介護保険法では、要介護（要支援）認定を受けようとする被保険者からの申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知するとしている。
根拠法令等 及び条項	介護保険法第27条、第32条
審査基準	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 （平成11年4月30日付け 厚生労働省令第58号） http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi
標準処理期間	30日以内
経由日数	なし
提出先	大阪市認定事務センター 〒557-0024 大阪市西成区出城 2－5－20 （06-4392-1700）
提出時期	随時
提出方法	大阪市認定事務センターへ「要介護（要支援）認定」の申請を行ってください。（郵送） お住まいの区の保健福祉センター（介護保険業務担当）にて「要介護（要支援）認定」の申請を行うこともできます。 居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに依頼して申請を代行してもらうこともできます。 〈申請に必要なもの〉 ・要介護・要支援認定申請書 ・認定調査対象者状況票（認定調査にあたって） ・介護保険被保険者証 ・個人番号確認書類 ・本人確認書類 ※40歳から64歳までの方の場合は、健康保険証（医療保険被保険者証）、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか1点の写しが必要です。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000384395.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6319） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
概 要	介護保険法では、指定居宅サービス事業や指定介護予防サービス事業を行う者からの申請により指定を行います。一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は指定をしてはならないとされています。
根拠法令等 及び条項	・介護保険法第70条 ・介護保険法第115条の2 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号） ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号） ・大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月4日大阪市条例第26号） ・大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月4日大阪市条例第31号）
審査基準	申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。 ・法人でないとき ・事業所の人員、施設・設備及び運営基準を満たしておらず、適切な運営をすることができないと認められるとき ・介護保険法他、保健福祉医療に関係する法令及び労働に関する法律により罰金の刑を科せられて、または、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終えていないとき。 ・指定の取消しの処分を受けてから、又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした日から、5年が経過していないとき ・法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金等について、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 ・申請者、申請者と密接な関係を有する者、役員及び管理者が規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部介護保険課・福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	指定居宅サービス事業や指定介護予防サービス事業の指定を受ける場合は指定申請書に、付表及び添付書類を添えて、指定申請を行わなければならない。
手数料	大阪市介護保険条例第17条第1項各号に定めるとおり
相談窓口	福祉局高齢者施策部介護保険課・福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－53
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6319） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6320）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定
概 要	介護保険法では、地域密着型サービス事業を行う者及び地域密着型介護予防サービス事業を行う者からの申請により指定を行います。一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は指定をしてはならない、又はしないことができるとされています。
根拠法令等 及び条項	・介護保険法第78条の2 ・介護保険法第115条の12 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号) ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号) ・大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月4日 大阪市条例第27号） ・大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月4日 大阪市条例第32号） ・大阪市指定地域密着型サービス事業者等に係る指定等の手続きに関する要綱 ・大阪市地域密着型サービス事業者等の指定に係る指導指針
審査基準	1. 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定してはならない。 ・法人でないとき ・事業所の人員、施設・設備及び運営基準を満たしておらず、適切な運営をすることができないと認められるとき ・介護保険法他、保健福祉医療に關係する法令及び労働に関する法律により罰金の刑を科せられて、または、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終えていないとき ・指定の取消しの処分を受けてから、又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした日から、5年が経過していないとき ・法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金等について、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき 2. 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定しないことができる。 ・申請者、申請者と密接な関係を有する者、役員及び管理者が規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者 ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、介護保険事業計画において定める当該日常生活圏域の必要利用定員総数を超えることになることと認めるとき ※施設、設備を設けて事業を行う場合は、以下の基準に適合すること 大阪市地域密着型サービス事業者等の指定に係る指導指針
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部介護保険課・福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合は指定申請書に、申請する事業種別ごとに付表及び添付書類を添えて、指定申請を行わなければならない。
手数料	大阪市介護保険条例第17条第1項各号に定めるとおり
相談窓口	福祉局高齢者施策部介護保険課・福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） （06-6241-6319）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定居宅介護支援事業者の指定
概 要	介護保険法では、指定居宅介護支援事業者の指定を行う者からの申請により指定を行います。一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は指定をしてはならないとされています。
根拠法令等 及び条項	・介護保険法第79条 ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号） ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号） ・大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年3月4日 大阪市条例第20号）
審査基準	1. 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。 ・法人でないとき ・事業所の人員、施設・設備及び運営基準を満たしておらず、適切な運営をすることができないと認められるとき ・介護保険法他、保健福祉医療に関する法令及び労働に関する法律により罰金の刑を科せられて、または、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終えていないとき ・指定の取消しの処分を受けてから、又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした日から、5年が経過していないとき ・法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金等について、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき ・申請者、申請者と密接な関係を有する者、役員及び管理者が規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部介護保険課
提出時期	随時
提出方法	指定居宅介護支援事業者の指定の指定を受ける場合は指定申請書に、付表及び添付書類を添えて、指定申請を行わなければならない。
手数料	大阪市介護保険条例第17条第1項各号に定めるとおり
相談窓口	福祉局高齢者施策部介護保険課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） （06-6241-6319）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	介護予防支援事業者の指定
概 要	介護保険法では、介護予防支援事業を行う者からの申請により指定を行います。一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は指定をしてはならないとされています。
根拠法令等 及び条項	・介護保険法第115条の22 ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号) ・大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年3月4日大阪市条例第21号） ・大阪市指定介護予防支援事業者に係る指定等の手続きに関する要綱
審査基準	1．申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定してはならない。 ・地域包括支援センターでないとき ・事業所の人員、施設・設備及び運営基準を満たしておらず、適切な運営をすることができないと認められるとき ・介護保険法他、保健福祉医療及び労働に関する法律により罰金の刑を科せられて、または、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終えていないとき。 ・申請者、申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの処分を受けてから、又は申請者が居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした日から、5年が経過していないとき
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部介護保険課
提出時期	随時
提出方法	介護予防支援事業所の指定を受ける場合は指定申請書に、付表及び添付書類を添えて、指定申請を行わなければならない。
手数料	大阪市介護保険条例第17条第1項各号に定めるとおり
相談窓口	福祉局高齢者施策部介護保険課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） （06-6241-6319）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定第1号事業事業者の指定
概 要	介護保険法では、第1号事業を行う者からの申請により指定を行います。が、一定の事由に該当する場合や要件を満たさなかった場合は、本市は指定をしてはならないとされています。
根拠法令等 及び条項	・介護保険法第115条の45の5 ・大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 ・大阪市訪問型サービス（第1号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 ・大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
審査基準	申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。 ・法人でないとき ・事業所の人員、施設・設備及び運営基準を満たしておらず、適切な運営をすることができないと認められるとき ・介護保険法他、保健福祉医療に關係する法令及び労働に關する法律により罰金の刑を科せられて、または、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終えていないとき ・指定の取消しの処分を受けてから、又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした日から、5年が経過していないとき ・法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金等について、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき ・申請者、申請者と密接な關係を有する者、役員及び管理者が規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部介護保険課
提出時期	随時
提出方法	指定第1号事業の指定を受ける場合は指定申請書に、付表及び添付書類を添えて、指定申請を行わなければならない。
手数料	大阪市介護保険条例第17条第1項各号に定めるとおり
相談窓口	福祉局高齢者施策部介護保険課
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－法申－57
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課(06－6797－6561)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定自立支援医療機関の指定申請
概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、自立支援医療費の支給の認定を受けた障がいのある方は、大阪市長の指定を受けた医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、自立支援医療を受けることとなる。 病院若しくは診療所又は薬局等の開設者の申請に基づき、自立支援医療の種類ごとに指定自立支援医療機関の指定を行う。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条 指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月3日厚生労働省通知障精発第0303005号）
審査基準	指定審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。 1 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障がいの治療を行っていること。 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。 （1）心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。 （2）心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により、心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。 （3）腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。 （4）腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。 （5）肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。なお、肝臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。 （6）免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なH I V感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。 （7）薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がいに配慮した設備構造等が確保されていること。 （8）健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。
標準処理期間	指定の決定をした日の属する月の翌月1日まで
経由日数	なし
提出先	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
提出時期	随時
提出方法	【病院又は診療所】指定自立支援医療機関指定申請書、主たる医師の経歴書、自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要、研究内容に関する証明書、役員の氏名・生年月日及び住所、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（腎臓の場合）、中心静脈栄養療法等に関する臨床実績証明書（小腸の場合）、心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書[主たる医師又は連携機関の医師]（心臓移植後の抗免疫療法に関する医療）、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書[主たる医師又は連携機関の医師]（肝臓移植後の抗免疫療法に関する医療の場合）、腎移植症例証明書（腎移植に関する医療の場合）、歯科矯正症例証明書（歯列矯正の場合） 【薬局の場合】指定自立支援医療機関指定申請書、薬剤師の経歴書、調剤のために必要な設備及び施設の概要、役員の氏名・生年月日及び住所 【訪問看護事業者等】指定自立支援医療機関指定申請書、従事する職員の定数、役員の氏名・生年月日及び住所
手数料	なし
相談窓口	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000166857.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課(06-6797-0370)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	医師の指定申請
概 要	身体障害者福祉法では、「身体に障害のある者は、指定都市の市長の定める医師の診断書を添えて、その居住地の指定都市の市長に身体障害者手帳の交付を申請することができる。」とある。指定都市の市長が医師の指定を行うに当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いたうえで指定を行う。
根拠法令等 及び条項	身体障害者福祉法第15条第1項、第2項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項
審査基準	指定都市の市長が身体障害者福祉法第15条第1項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を 書面で得なければならない。 同意を得たうえで、身体障害者福祉法第15条第1項の規定により指定都市の市長が医師を定めるときは、「身体障 害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成21年12月24日厚生労働省通知障発1224第3 号）」に従い、かつ、その指定に当たっては、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。 地方社会福祉審議会の意見を聴く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努め ることとしている。 （1）医籍登録日 （2）担当しようとする障がい分野 （3）当該医師の職歴 （4）当該医師の主たる研究歴と業績 （5）その他必要と認める事項
標準処理期間	指定の決定をした日の属する月の翌月1日まで
経由日数	なし
提出先	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
提出時期	随時
提出方法	【必要書類】指定医師申請書、同意書、経歴書、医師免許の写し、専門分野に関する業績目録（論文5編以上）、専 門医・認定医を証する文書の写し ※大阪市内における異動の場合 本市において既に指定されている医師が、勤務先を変更し、続けて市内の別の医療機関において指定を受ける場合 は、新しい勤務先の医療機関から、指定医師申請書と同意書のみで申請可能。
手数料	なし
相談窓口	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000382730.html
備 考	